

# 「徳島県いじめ問題等対策審議会」公募委員募集要領

## 1 公募の目的

「徳島県いじめ問題等対策審議会（以下、「対策審議会」という。）」の委員の一部を公募で選任することにより、児童及び生徒のいじめをはじめとする生徒指導上における諸課題について、幅広く県民の意見を反映し、解消に向けた対策がより効果的になることを目的とする。

## 2 募集人員

1名

## 3 任期

2年間（令和8年4月1日から令和10年3月31日まで）とする。

## 4 応募資格

徳島県内に在住する者で、児童及び生徒のいじめをはじめとする生徒指導上における諸課題について意見をもち、「対策審議会」の会議に出席できる者。

ただし、常勤の教職員は除く。

## 5 公募の周知

(1) 徳島県のホームページに掲載する。

(2) 徳島県庁1階県庁ふれあいセンター、東部県税局（徳島庁舎・吉野川庁舎・鳴門総合サービスセンター）及び各総合県民局（南部：阿南庁舎・美波庁舎、西部：美馬庁舎・三好庁舎）に、公募委員の募集要領、応募用紙等を配置する。

(3) 報道機関へ公募の要領について資料提供を行う。

## 6 受付期間

令和8年1月9日（金）午前9時から令和8年2月3日（火）正午までとする。なお、持参する場合は、平日の午前9時から午後5時まで（2月3日は正午まで）とし、郵送する場合は、令和8年2月3日（火）正午必着とする。

## 7 応募方法

「応募用紙」（別紙様式1・2）に必要事項及び意見（テーマ「いじめ問題や不登校等、現在の児童生徒を取り巻く諸課題について思うこと」（800字程度））を記入の上、次の応募先まで直接持参するか、郵送又は電子メールにより提出する。

【応募先】〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県教育委員会 いじめ・不登校対策課 いじめ問題等対策担当 宛

電子メール：i\_fu\_taisakuka@pref.tokushima.lg.jp

## 8 選考方法

教育委員会事務局職員で構成する選考委員会を設置し、応募用紙の記載内容を資料として、「対策審議会」委員としての資質及び能力等を総合的に判定し選考する。

## 9 選考結果の通知

選考結果は、選考委員会終了後、速やかに応募者全員に対して、簡易書留で通知する。

## 10 問合せ先

徳島県教育委員会 いじめ・不登校対策課 いじめ問題等対策担当

電話：088-621-3143 ファクシミリ：088-621-2885

電子メール：i\_fu\_taisakuka@pref.tokushima.lg.jp